

○佐野市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年2月28日条例第5号

改正

平成20年9月30日条例第38号

平成23年3月23日条例第1号

平成25年2月25日条例第2号

平成29年2月22日条例第1号

佐野市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、佐野市議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員の職にある者に対して交付する。

(交付額及び交付方法)

第3条 政務活動費は、年額30万円とし、毎年度、一括して交付する。

2 年度の途中において新たに議員となった者に対する政務活動費は、議員となった日の属する月から月割をもって計算した額を一括して交付する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

(収支報告書等の提出)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書又はこれに準ずる書類（領収書の発行が困難な場合に限る。）その他議長が必要であると認める書類を添えて議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及びその添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の額から、当該議員がその年度において別表に定める経費の範囲に基づいて支出した総額（以下「支出額」という。）を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日（以下「離職日」という。）の属する月から月割をもって計算した額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

3 前項の場合において、離職日の属する月の前月までの月割をもって計算した額から離職日までの支出額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び公開)

第7条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の収支報告書等の写しを公開する。ただし、佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第6条各号に掲げる情報は、この限りでない。

(透明性の確保)

第8条 議長は、前条第1項の収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の運用の適正を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐野市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月25日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の佐野市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月22日条例第1号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成28年度以後の年度分の政務活動費について適用し、平成27年度分までの政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費
調査旅費	議員が行う調査研究活動のための先進地調査又は現地調査に必要な経費
資料作成費	議員が行う調査研究活動に関する資料の作成に必要な経費
資料購入費	議員が調査研究活動を行うための図書、資料等の購入に必要な経費
広報費	議員が調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報するために必要な経費
広聴費	議員が住民からの市政及び議員の政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議等に必要な経費
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する臨時の職員を雇用するために必要な経費
その他経費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費